

アザリー飯田ジュニアユース会員規約

第1章 総則

第1条（名称及び所在）

当チームの正式名称は、「アザリー飯田フットボールクラブジュニアユース」（以下ジュニアユースとする）といい、アザリー飯田フットボールクラブ（以下アザリー飯田とする）の下部組織団体とし、主たる事務局を飯田市に置く。

第2条（目的）

ジュニアユースは、これからの将来を担う青少年のサッカーへの興味・関心さらに技術の向上を目指すと共に、健全な心身の育成と発達を図る。そして、将来的に世界に通用する選手、生涯サッカーに関わり親しみ楽しめる選手を育てる。また選手相互の親睦に努めることとし、地域にサッカーの普及を通じて貢献することを目的とする。

第2章 会員

第3条（構成）

ジュニアユースは以下の選手で構成される。U-15（中学3年生）から U-13（中学1年生）の心身共にサッカーを行うことに適した者で構成される。カテゴリーは U-15（中学3年生）・U-14（中学2年生）・U-13（中学1年生）で構成されるものとする。

第4条（選手のモラル）

ジュニアユースに所属する選手はアザリー飯田が定める各種規約等を遵守する。なお、守らない場合は退会を含めた処分とする。

第5条（入会手続き）

ジュニアユースに入会を希望する者は、所定の入会申込書に必要事項を記載の上、アザリー飯田事務局に提出するものとする。アザリー飯田が提出された入会申込書の内容を審査し、入会を承認したときにジュニアユースの会員となるものとする。

尚、体験練習は原則1回とし所定の体験練習申込書に必要事項を記入して参加する。その際の保険加入は義務とする。

第6条（退会）

退会する場合は退会届をアザリー飯田事務局へ書面にて提出することとする。（退会届はクラブ所定の書式のものを使用する）また、前期または後期で途中退会する場合、クラブ会費の返却はしないものとする。

第7条（チーム編成）

会員はジュニアユースが設定する各カテゴリーに所属するものとする。その際は選手のレベルに応じたカテゴリーへの所属するものとする。当該年齢以下への所属は原則しないものとする。

第8条（練習日等の変更）

天候、会場やジュニアユースの都合等により、練習が困難になった場合、ジュニアユースは代替日

を設定して練習を補完する。この場合、練習会場、開催曜日、開催時間を変更して開催することができる。しかし、天候、会場やジュニアユースの都合等により中止となる場合もあるものとする。その場合のクラブ費の返却はしないものとする。

第9条（除名等）

ジュニアユースは、会員が次の各号に1つでも該当する場合、会員から除名する等の処分を行うことができる。

- a. 入会費、クラブ会費の支払いを滞納し、催告したにもかかわらず納入しない場合
- b. ジュニアユースの会則やモラルを著しく逸脱し改善する意思を見せない場合
- c. ジュニアユースの運営を故意に妨害したり、名誉や信用を傷つけたりした場合
- d. ジュニアユースの練習において、無断欠席が1ヶ月続いた場合

第3章 会計

第10条（クラブ入会金及び会費）

ジュニアユースのクラブ入会金及びクラブ会費は次に掲げるものとする。

a. 入会金

5,000円

入会金の内訳は、運営諸経費等とする。

b. 月会費

6,000円

月途中で入会する場合の月会費は1日から15日までの入会は申し込み月を含めて請求し、16日から末日までの入会金は翌月分からの請求とする。

同一カテゴリーに兄弟姉妹（家計が同じ場合のみ）が所属する場合は2人目の月会費を半額の3,000円とする。

第11条（会費の納入）

クラブ入会金は入会申込書提出時に納入するものとする。月会費は12回払（保護者会指定日）納入はジュニアユース保護者会で集めてクラブ会計口座へ納入する。

第4章

第12条（保険）

会員は、スポーツ保険に加入する。尚、保険料はジュニアユースが支払うものとする。

加入保険については別紙記載事項を確認するものとする。（HPにも掲示）

第13条（責任）

ジュニアユース活動中に起きた事故は、スポーツ障害保険の範囲内で責任を負う。

第5章

第14条（附則・改正）

附則 この規約は、平成25年4月1日から効力を生ずるものとする。